

代議員選出選挙における新選出代議員の定数決定および選出法に関する細則

第一条 目的

一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「当法人」）の代議員選出規則第4条 3項、第5条、第12条における新選出代議員総数、分野別、臨床系専門科ごとの定数決定法および選出法を定める。

第二条 新選出代議員の定数

現代議員のうち、定年退職者（65歳以上）を除き選挙後も継続して就任する代議員数を、本人に代議員継続の意思を改選前年9月末日までに確認した後に決定する。選挙で選出する代議員数は、代議員定数から再任代議員候補者数を減じた数とする。代議員定数は、学会員15人に1人の割合とし、端数は切り捨てとする。

第三条 各専門科の定数

現在の正会員数の割合を考慮にいれ、新選出代議員数のうち基礎系と臨床系の代議員数の配分を基礎系15%、臨床系85%とする。端数は四捨五入する。

2. 臨床系の新選出代議員数のうち、その下位分類の専門科（精神科、神経内科、脳外科、リハビリ科、耳鼻科など）における代議員数の割り当ては、正会員数の割合に応じて分配する。本人の申請が「臨床系」の正会員ではあるが、専門科の記載の無いものは、「その他（狭義）」とする。
3. 一人以上選ばれる専門科の選出人数を決めるが、各専門科選出数の計算は切り捨てとする。
4. 会員数が少なく選出数が1名に満たない専門科は「その他（広義）」として、まとめる。「その他（狭義）」も「その他（広義）」に含め、「その他（広義）」の選出数は、「臨床系新選出代議員数」から「一人以上選ばれる専門科の選出数」を減じた数とする。
5. 上述2-4項の定数は公表しない。
6. 新選出代議員の立候補者は、立候補時に専門分野、専門科を明らかなる。立候補者には、全員に専門科が付記される。

第四条 新選出代議員の選出法

選挙当選は、基礎系専門分野及び臨床系各専門科の上位得票数者から分配選出人数を選ぶ。

2. 当選の条件として、投票した選挙人の数の0.5%以上の投票数を必要とする。

3. 「その他」の専門科では、各専門科からの当選は1名までとする。これらにより定員を満たさなくても、人数を他分野から補充しない。

4. 最下位が同数の場合は、年齢が上のものを選出する。
5. 前項が同じ場合は、代議員選挙管理委員会委員長によるくじ引きを行う。

附 則

1. この細則は2016年10月26日から適用する。
2. 本細則の改廃は理事会において出席者の過半数の同意を必要とする。